

## 天理大学ふるさと会会友費の取り扱いに関する覚書

天理大学ふるさと会（以下本会という）会則第6条に基づき、大学院の入学時に徴収した会友費を、会友の教育と研究を助成するために、本会と研究科とは、つぎのとおり覚書を定める。

1. 本会は、毎年度の当初に研究科長に「会友費の取り扱い」を通知することとする。
2. 研究科長は、「会友費の取り扱い」にしたがい、会友の教育と研究に資するために、本会に助成金を申請することができる。
3. 助成金は、当該年度の入学生分でその対象は過年度生も含む。
4. 本会は、研究科長から申請された助成金が適切なものであると判断した場合、すみやかに助成金を支給するものとする。
5. この研究助成は、財務委員会が担当し、その収支を常務会に報告するものとする。
6. この覚書の改廃は、研究科と協議し、常務会の議を経るものとする。
7. この覚書は、令和6（2024）年4月1日から実施する。